茨城県外来医療計画(案)に関する意見募集の実施結果について

次城県外木医療計画(条)に関する息兄券集の美肥和木に プ・し			
パブリックコメン	トご意見	担当課	対応
個人	P10 第2章 2 現時点で不足している外来医療機能に関する検討 (1)現状 外来患者の流出入 古河・坂東医療圏では、つくば医療圏に5.8%、取手・竜ケ崎 医療圏に2.4%と患者の住所地以外へ外来患者が流出して います。住み慣れた地域(患者の住所地)から遠方に行かな くても、外来医療が受けられるような <u>地域完結型の医療体制</u> づくりをお願いします。	医療政策課	県としては、関係機関と連携を図りながら本計画を推進するとともに、地域の中核的な医療機関における医師確保や将来を見据えた医療機関間の機能分化・連携に向けた必要な支援を行うことによって、全ての県民が身近な地域で安心して医療を受けることができる体制を整備してまいります。
個人	P10 第2章 2 現時点で不足している外来医療機能に関する検討 (1)現状 外来患者の流出入 現時点で、つくば医療圏では患者の流入が流出を上回っている。可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにする地域包括ケアシステムの概念に沿う形で、患者が各々の医療圏で住み慣れた地域から離れることなく外来医療を受けられる方向で計画を作成するべきである。それゆえ他医療圏からの流入は今後減少することを前提として外来医療計画を策定するべきである。	医療政策課	計画は、全ての県民が <u>身近な地域で安心して外来医療を</u> 受けることができる体制の整備を目指し、地域の関係者が検 <u>討した結果を踏まえて策定</u> いたしました。 また、外来医療に係る医療提供体制については、比較的短期間に変化しうるものでありますことから、定期的な中間見直しを行うこととしており、 <u>患者の流出入等の変化が生じた</u> 場合には、中間見直しの中で現状に沿った方策等を検討してまいります。